

最高裁判所事務総局分課規程

昭和22年12月1日最高裁判所規程第5号

改正 昭和23年7月25日最高裁判所規程第14号
昭和23年9月6日最高裁判所規程第17号
昭和23年12月28日最高裁判所規程第27号
昭和24年1月28日最高裁判所規程第2号
昭和24年7月1日最高裁判所規程第13号
昭和24年7月1日最高裁判所規程第16号
昭和25年6月12日最高裁判所規程第9号
昭和27年5月12日最高裁判所規程第11号
昭和27年12月27日最高裁判所規程第19号
昭和28年3月30日最高裁判所規程第2号
昭和32年6月15日最高裁判所規程第3号
昭和34年9月30日最高裁判所規程第6号
昭和35年4月27日最高裁判所規程第1号
昭和38年4月22日最高裁判所規程第1号
昭和39年4月25日最高裁判所規程第3号
昭和40年3月31日最高裁判所規程第3号
昭和40年7月10日最高裁判所規程第4号
昭和41年9月10日最高裁判所規程第3号
昭和41年11月1日最高裁判所規程第5号
昭和43年4月20日最高裁判所規程第1号
昭和49年4月10日最高裁判所規程第2号
昭和55年2月27日最高裁判所規程第1号
昭和55年4月23日最高裁判所規程第3号
昭和59年6月20日最高裁判所規程第2号
平成3年7月17日最高裁判所規程第3号
平成10年3月4日最高裁判所規程第1号
平成12年2月9日最高裁判所規程第3号
平成15年3月26日最高裁判所規程第2号
平成15年11月19日最高裁判所規程第7号
平成16年3月31日最高裁判所規程第4号
平成16年11月17日最高裁判所規程第8号
平成20年10月29日最高裁判所規程第5号
平成20年12月24日最高裁判所規程第7号
平成21年3月25日最高裁判所規程第1号
平成22年3月31日最高裁判所規程第3号
平成25年2月13日最高裁判所規程第1号
平成26年2月5日最高裁判所規程第1号
平成27年3月4日最高裁判所規程第3号
平成28年3月2日最高裁判所規程第2号
平成28年12月21日最高裁判所規程第4号

平成 29 年 3 月 1 日最高裁判所規程第 3 号

令和 6 年 2 月 14 日最高裁判所規程第 3 号

令和 7 年 1 月 29 日最高裁判所規程第 1 号

最高裁判所事務総局分課規程（昭二三最裁程二七・改称）

第一条 最高裁判所事務総局に次の局及び課並びにサイバーセキュリティ管理官及びデジタル基盤管理官を置く。

秘書課

広報課

総務局

人事局

経理局

民事局

刑事局

行政局

家庭局

（昭二八最裁程二・全改、昭三四最裁程六・昭三八最裁程一・昭五五最裁程一・平一六最裁程八・一部改正、令六最裁程三・一部改正）

第二条 秘書課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 最高裁判所の裁判官会議及び裁判官の庶務に関する事項
- 二 機密に関する事項
- 三 公印の保管に関する事項
- 四 文書の接受、発送及び調製並びに文書事務の管理に関する事項
- 五 文書の審査及び進達に関する事項
- 六 文書の開示に関する事項
- 七 情報公開・個人情報保護審査委員会の庶務に関する事項
- 八 儀式典礼に関する事項
- 九 官報掲載に関する事項
- 十 渉外連絡に関する事項
- 十一 外国の司法制度の調査研究に関する事項

（昭五五最裁程一・昭五九最裁程二・平三最裁程三・平一〇最裁程一・平二七最裁程三・一部改正）

第三条 広報課においては、広報に関する事務をつかさどる。

（昭三四最裁程六・全改、昭五五最裁程一・平三最裁程三・一部改正）

第三条の二 削除（令六最裁程三）

第三条の三 削除（令六最裁程三）

第四条 総務局に第一課、第二課及び第三課を置く。

（昭二八最裁程二・全改、昭三五最裁程一・昭三八最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第七条繰上、平一六最裁程八・一部改正）

第五条 総務局第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判所及び弁護士に関する法規その他司法制度に関する事項
- 二 弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する規則の制定に関する事項

- 三 事務総局の組織に関する規則の制定等事務総局内の総合連絡に関する事項
- 四 外国弁護士の承認に関する事項
- 五 裁判所並びに裁判所の支部及び出張所の設立及び廃止並びに開廷場所の指定に関する事項
- 六 国会、内閣及び弁護士会との連絡に関する事項
- 七 会同及び協議会並びに委員会に関する事項
- 八 裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報等の取扱いに関する事項
- 九 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づき最高裁判所又は最高裁判所長官が審査庁として行う事務に関する事項
- 十 最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項
- 十一 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の庶務に関する事項
- 十二 裁判所職員再就職等監視委員会の庶務に関する事項
- 十三 最高裁判所行政不服審査委員会の庶務に関する事項
- 十四 事務総局の他の局及び課に属しない事項
- 十五 総務局の他の課に属しない事項

（昭三五最裁程一・全改、昭三八最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第八条繰上・一部改正、平三最裁程三・平一五最裁程二・平一六最裁程八・平二〇最裁程七・一部改正、平二六最裁程一・一部改正、平二八最裁程二・一部改正）

第六条 総務局第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判所職員の定員に関する事項
- 二 裁判所職員（裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、家庭裁判所調査官補、執行官及び廷吏を除く。）の執務に関する事項
- 三 図書その他一般資料の整備に関する事項
- 四 最高裁判所判例集等の刊行に関する事項
- 五 裁判所時報の刊行に関する事項

（昭三五最裁程一・全改、昭四〇最裁程三・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第九条繰上、平三最裁程三・平一六最裁程四・一部改正、平二六最裁程一・一部改正）

第七条 総務局第三課においては、裁判所書記官、裁判所速記官及び廷吏の執務に関する事務をつかさどる。

（昭三八最裁程一・追加、昭四〇最裁程三・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第九条の二繰上、平一六最裁程四・一部改正）

第八条 削除（平二八最裁程二）

第九条 人事局に総務課、任用課、能率課、調査課、公平課及び職員管理官を置く。

（平二八最裁程二・追加）

第十条 人事局総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判官以外の裁判所職員（民事調停官、家事調停官、倫理監督官、再就職等監察官及び最高裁判所に設置された各種委員会等の委員等を除く。）の任免等に関する事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）
- 二 裁判官以外の裁判所職員の採用試験、選考等に関する事項
- 三 給与に関する事項（裁判官の報酬の決定に関する事項を除く。）
- 四 退職手当等に関する事項
- 五 公務災害補償に関する事項

六 裁判官以外の裁判所職員の人事評価に関する事項

七 退職管理に関する事項

八 人事記録に関する事項

九 人事局の事務の総合調整に関する事項

十 人事局の他の課及び職員管理官の所掌に属しない事項

(昭二五最裁程九・全改、昭四三最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の三繰上、平二八最裁程二・全改)

第十一条 人事局任用課においては、次の事務をつかさどる。

一 裁判官の指名、補職等に関する事項

二 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十五条第一項の選考に関する事項

三 裁判官の報酬の決定に関する事項

四 裁判官の人事評価に関する事項

五 裁判官の服務に関する事項

六 民事調停官、家事調停官、倫理監督官、再就職等監察官及び最高裁判所に設置された各種委員会等の委員等の任免等に関する事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）

七 司法修習生の採用、罷免、考試等に関する事項

八 司法修習委員会の庶務に関する事項

(昭二五最裁程九・全改、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の四繰下・一部改正、平二八最裁程二・一部改正)

第十二条 削除（平二八最裁程二）

第十三条 人事局能率課においては、次の事務をつかさどる。

一 裁判官以外の裁判所職員に対する研修に関する事項（最高裁判所に所属する者に対する研修及び裁判所以外の機関が実施する研修に関する事項に限る。）

二 表彰に関する事項

三 保健等に関する事項

四 裁判官以外の裁判所職員の勤務時間及び職務に係る倫理その他の服務に関する事項
(昭二五最裁程九・全改、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の六繰下・一部改正、平二一最裁程一・一部改正、平二八最裁程二・一部改正)

第十四条 人事局調査課においては、次の事務をつかさどる。

一 分限、懲戒等に関する事項

二 栄典等に関する事項

(昭二五最裁程九・追加、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の七繰下・一部改正、平二八最裁程二・一部改正)

第十五条 人事局公平課においては、次の事務をつかさどる。

一 不利益処分についての審査請求その他の審査請求についての審査に関する事項

二 災害補償の実施に関する審査の申立てについての審査に関する事項

三 給与の決定に関する審査の申立てについての審査に関する事項

四 勤務条件に関する行政措置の要求についての審査に関する事項

五 人事についての苦情処理に関する事項

六 裁判所職員退職手当審査会の庶務に関する事項

(昭二五最裁程九・追加、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の八繰

下、平二八最裁程二・一部改正)

第十六条 人事局職員管理官は、次の事務をつかさどる。

一 職員団体に関する事項

二 勤務条件に関する裁判官以外の裁判所職員の意見、要望等の調査に関する事項

(昭四三最裁程一・追加、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の八の二繰下・一部改正、平二八最裁程二・一部改正)

第十七条 経理局に総務課、主計課、営繕課、用度課、監査課、管理課及び厚生課を置く。

(昭二三最裁程一四・追加、昭二三最裁程二七・旧第十条の六繰下、昭二四最裁程二・一部改正、昭二五最裁程九・旧第十条の七繰下、昭三八最裁程一・昭四九最裁程二・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の九繰下、令六最裁程三・一部改正)

第十八条 経理局総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 国有財産に関する事項

二 経理局の他の課に属しない事項

(昭二四最裁程二・全改、昭二五最裁程九・旧第十条の八繰下、昭二七最裁程一一・昭三八最裁程一・昭四三最裁程一・昭四九最裁程二・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十繰下・一部改正、令六最裁程三・一部改正)

第十九条 経理局主計課においては、次の事務をつかさどる。

一 予算の編成及び執行に関する事項

二 決算に関する事項

三 最高裁判所の歳入及び歳出に関する事項

四 最高裁判所の保管金及び保管有価証券の出納及び保管に関する事項

(昭二三最裁程一四・追加、昭二三最裁程二七・旧第十条の八繰下、昭二五最裁程九・旧第十条の九繰下、昭二七最裁程一一・昭三八最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十一繰下・一部改正)

第二十条 経理局営繕課においては、次の事務をつかさどる。

一 工事に係る調査、設計、実施及び監督に関する事項

二 工事の請負契約に関する事項

(昭二三最裁程一四・追加、昭二三最裁程二七・旧第十条の九繰下、昭二四最裁程二・一部改正、昭二五最裁程九・旧第十条の十繰下、昭四〇最裁程四・昭四一最裁程三・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十二繰下・一部改正)

第二十一条 経理局用度課においては、次の事務をつかさどる。

一 物品の管理に関する計画に関する事項

二 最高裁判所の物品の調達及び管理に関する事項

三 最高裁判所の役務の調達に関する事項

四 最高裁判所の自動車の運行に関する事項

(昭二四最裁程二・追加、昭二五最裁程九・旧第十条の十一繰下、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十三繰下・一部改正、平三最裁程三・一部改正)

第二十二条 経理局監査課においては、次の事務をつかさどる。

一 会計法規に関する事項

二 会計監査に関する事項

三 会計に関する一般調査に関する事項

(昭二四最裁程二・追加、昭二五最裁程九・旧第十条の十二繰下、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十条の十四繰下)

第二十三条 経理局管理課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 庁舎等の管理及び安全保持に関する事項
- 二 最高裁判所の庁舎等の管理業務の委託に関する事項
- 三 最高裁判所の電話交換及び役務作業に関する事項

(昭五九最裁程二・追加)

第二十四条 経理局厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 裁判所共済組合に関する事項
- 二 子を監護する者に対する給付金に関する事項
- 三 勤労者財産形成促進に関する事項
- 四 確定拠出年金に関する事項

(昭五九最裁程二・追加、平二二最裁程三・一部改正、平二八最裁程四・追加、令六最裁程三・一部改正)

第二十五条 民事局に第一課、第二課及び第三課を置く。

(昭二三最裁程二七・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十一条繰下)

第二十六条 民事局第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 民事実体法規に関する事項
- 二 商事実体法規に関する事項
- 三 民事裁判資料等の刊行に関する事項
- 四 民事関係資料の整備に関する事項
- 五 民事局の他の課に属しない事項

(昭二三最裁程二七・昭五五最裁程一・一部改正、昭五五最裁程二・旧第十二条繰下・一部改正、平三最裁程三・一部改正)

第二十七条 民事局第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 民事訴訟の手続の法規に関する事項
- 二 非訟事件及び民事調停の手続の法規に関する事項
- 三 前二号の手続の規則の制定に関する事項
- 四 第一号及び第二号の手続による事件に関する事項並びに行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する事件の国際司法共助に関する事項
- 五 専門委員(第三十四条第七号に規定する専門委員を除く。)、司法委員、鑑定委員及び民事調停委員に関する事項

(昭三九最裁程三・全改、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十三条繰下、平一五最裁程七・一部改正、平二九最裁程三・一部改正、令七最裁程一・一部改正)

第二十八条 民事局第三課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 民事執行、保全執行及び倒産の手続の法規に関する事項
- 二 前号の手続の規則の制定に関する事項
- 三 第一号の手続による事件に関する事項
- 四 執行官に関する事項

(昭三九最裁程三・全改、昭四一最裁程五・昭五五最裁程一・昭五五最裁程三・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十四条繰下、平三最裁程三・一部改正、平一二最裁程三・一部改正)

第二十九条 刑事局に第一課、第二課及び第三課を置く。

(昭二三最裁程二七・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十五条繰下)

第三十条 刑事局第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 刑事実体法規に関する事項
- 二 検察審査会に関する事項
- 三 刑事局の他の課に属しない事項

(昭二三最裁程二七・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十六条繰下、一部改正)

第三十一条 刑事局第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 刑事訴訟の手続の法規に関する事項
- 二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）に関する事項
- 三 第一号の手続及び前号の法律に基づく手続の規則の制定に関する事項
- 四 前号の手続による事件に関する事項
- 五 精神保健審判員及び精神保健参与員に関する事項

(昭二三最裁程二七・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十七条繰下・一部改正、平一五最裁程七・一部改正)

第三十二条 刑事局第三課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 刑事関係資料の整備に関する事項
- 二 刑事手続の運用の実態調査に関する事項
- 三 刑事執務資料等の刊行に関する事項

(昭二三最裁程二七・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十八条繰下・一部改正、平三最裁程三・一部改正)

第三十三条 行政局に第一課及び第二課を置く。

(昭二三最裁程二七・一部改正、昭五九最裁程二・旧第十九条繰下、平二九最裁程三・一部改正)

第三十四条 行政局第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する資料の整備に関する事項
- 二 行政、国家賠償、労働及び知的財産権に関する事件の報告等に関する事項
- 三 労働及び知的財産権に関する法規に関する事項
- 四 労働審判の手続の法規に関する事項
- 五 労働及び知的財産権に関する訴訟並びに労働審判の手続の規則の制定に関する事項
- 六 労働及び知的財産権に関する事件に関する事項（国際司法共助に関する事項を除く。）

七 労働関係裁判及び知的財産権関係裁判の資料等の刊行に関する事項

八 労働審判員に関する事項

九 知的財産権に関する事件に関与する専門委員に関する事項

十 行政不服審査法に基づき審理員が行う事務の補助に関する事項

十一 行政局の他の課に属しない事項

(昭三九最裁程三・全改、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二十条繰下・一部改正、平三最裁程三・平二七最裁程三・一部改正、平二八最裁程二・一部改正、平

二九最裁程三・一部改正、令七最裁程一・一部改正)

第三十五条 行政局第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 行政及び国家賠償に関する法規に関する事項
- 二 行政事件訴訟の手続の法規に関する事項
- 三 行政事件訴訟の手続の規則の制定に関する事項
- 四 行政及び国家賠償に関する事件に関する事項（国際司法共助に関する事項を除く。）
- 五 行政裁判の資料等の刊行に関する事項

（昭三九最裁程三・全改、昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二十一条繰下、平三最裁程三・平二七最裁程三・一部改正、平二九最裁程三・一部改正、令七最裁程一・一部改正）

第三十六条 削除（平二九最裁程三）

第三十七条 家庭局に第一課、第二課及び第三課を置く。

（昭二三最裁程二七・追加、昭五九最裁程二・旧第二十二条の二繰下）

第三十八条 家庭局第一課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 少年審判に関する法規に関する事項
- 二 少年審判の手続の規則の制定に関する事項
- 三 前号の手続による事件に関する事項
- 四 少年審判に関する関係機関との連絡に関する事項
- 五 家庭裁判資料等の刊行に関する事項
- 六 家庭事件に関する資料の整備に関する事項
- 七 家庭局の他の課に属しない事項

（昭二三最裁程二七・追加、昭四三最裁程一・昭五五最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二十二条の三繰下、平三最裁程三・平一五最裁程七・一部改正、平二五最裁程一・一部改正）

第三十九条 家庭局第二課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 家事審判及び家事調停に関する法規に関する事項
- 二 人事訴訟に関する法規に関する事項
- 三 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）に関する事項
- 四 家事審判、家事調停及び人事訴訟の手続並びに前号の法律に基づく手続の規則の制定に関する事項
- 五 前号の手続による事件に関する事項
- 六 参与員及び家事調停委員に関する事項
- 七 家事審判、家事調停、人事訴訟及び第三号の法律に関する関係機関との連絡に関する事項

（昭二三最裁程二七・追加、昭五五最裁程一・旧第二十二条の五繰上・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二十二条の四繰下、平三最裁程三・平二〇最裁程五・一部改正、平二五最裁程一・一部改正、平二六最裁程一・一部改正）

第四十条 家庭局第三課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の執務に関する事項

二 家庭事件の科学的調査に関する事項

(昭五五最裁程一・追加、昭五九最裁程二・旧第二十二条の五繰下)

第四十条の二 サイバーセキュリティ管理官は、情報セキュリティの確保に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

(令六最裁程三・追加)

第四十条の三 デジタル基盤管理官は、次の事務をつかさどる。

一 情報システムの利用に必要な基盤等の整備及び管理に関する政策の企画及び立案並びにこれらに必要な調整に関する事項

二 統計情報に関する事項

(令六最裁程三・追加)

第四十条の四 この規程の規定により課、局の課又は職員管理官がつかさどることとされている事務には、当該事務に関するデジタル化の推進並びに情報システムの整備及び管理に関する事務を含むものとする。

(令六最裁程三・追加)

第四十一条 各局長において必要と認めたときは、その局の一の課若しくは室又は職員管理官に属する事務を適宜他の課若しくは室又は職員管理官において処理させることができる。

(昭二三最裁程二七・昭三八最裁程一・昭四三最裁程一・一部改正、昭五九最裁程二・旧第二十三条繰下、令六最裁程三・一部改正)

附則

この規程は、最高裁判所事務局規則施行の日から、これを施行する。

(施行の日＝昭和二二年一月一日)

附則（昭和二三年七月二五日最高裁判所規程第一四号）

この規程は、昭和三三年七月二十五日から、これを施行する。

附則（昭和二三年九月六日最高裁判所規程第一七号）

この規程は、昭和三三年九月六日から、これを施行する。

附則（昭和二三年一月二八日最高裁判所規程第二七号）

この規程は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附則（昭和二四年一月二八日最高裁判所規程第二号）

この規程は、昭和三十四年二月一日から施行する。

附則（昭和二四年七月一日最高裁判所規程第一三号）

この規程は、昭和三十四年七月一日から施行する。

附則（昭和二四年七月一日最高裁判所規程第一六号）

この規程は、最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則（昭和三十四年最高裁判所規則第十七号）施行の日（昭和三十四年七月一日）から施行する。

附則（昭和二五年六月一二日最高裁判所規程第九号）

この規程は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附則（昭和二七年五月一二日最高裁判所規程第一一号）

この規程は、昭和三十七年五月十二日から施行する。

附則（昭和二七年一月二七日最高裁判所規程第一九号）

この規程は、昭和三十八年一月一日から施行する。

附則（昭和二八年三月三〇日最高裁判所規程第二号）

この規程は、昭和二十八年四月一日から施行する。

附則（昭和三二年六月一五日最高裁判所規程第三号）

この規程は、昭和三十二年六月十五日から施行する。

附則（昭和三四年九月三〇日最高裁判所規程第六号）

この規程は、昭和三十四年十月一日から施行する。

附則（昭和三五年四月二七日最高裁判所規程第一号）

この規程は、昭和三十五年五月一日から施行する。

附則（昭和三八年四月二二日最高裁判所規程第一号）

この規程は、昭和三十八年五月一日から施行する。

附則（昭和三九年四月二五日最高裁判所規程第三号）

この規程は、昭和三十九年五月一日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三一日最高裁判所規程第三号）

この規程は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年七月一〇日最高裁判所規程第四号）

この規程は、昭和四十年九月一日から施行する。

附則（昭和四一年九月一〇日最高裁判所規程第三号）

この規程は、昭和四十一年九月十日から施行する。

附則（昭和四一年十一月一日最高裁判所規程第五号）

この規程は、執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和四一年一二月三一日）

附則（昭和四三年四月二〇日最高裁判所規程第一号）

この規程は、昭和四十三年五月一日から施行する。

附則（昭和四九年四月一〇日最高裁判所規程第二号）

この規程は、昭和四十九年四月十一日から施行する。

附則（昭和五五年二月二七日最高裁判所規程第一号）

この規程は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則（昭和五五年四月二三日最高裁判所規程第三号）

この規程は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

附則（昭和五九年六月二〇日最高裁判所規程第二号）

この規程は、昭和五十九年六月二十五日から施行する。

附則（平成三年七月一七日最高裁判所規程第三号）

この規程は、平成三年八月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月四日最高裁判所規程第一号）

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一二年二月九日最高裁判所規程第三号）

この規程は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年三月二六日最高裁判所規程第二号）

この規程は、平成十五年五月一日から施行する。

附則（平成一五年十一月一九日最高裁判所規程第七号）

この規程の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条第一号及び第三十八条の改正規定 人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の施行の日

二 第二十七条第五号の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百八号）の施行の日

三 第三十一条の改正規定 平成十五年十一月十九日

附則（平成一六年三月三十一日最高裁判所規程第四号）

この規程は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一六年一月一七日最高裁判所規程第八号）

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月二九日最高裁判所規程第五号）

この規程は、少年法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十一号）の施行の日（平成二十年十二月十五日）から施行する。

附則（平成二〇年一二月二四日最高裁判所規程第七号）

この規程は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

附則（平成二一年三月二五日最高裁判所規程第一号）

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日最高裁判所規程第三号）

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二五年二月一三日最高裁判所規程第一号）

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二六年二月五日最高裁判所規程第一号）

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月四日最高裁判所規程第三号）

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二日最高裁判所規程第二号）

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一二月二一日最高裁判所規程第四号）

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則（平成二九年三月一日最高裁判所規程第三号）

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（令和六年二月一四日最高裁判所規程第三号）

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和七年一月二十九日最高裁判所規程第一号）

この規程は、令和七年四月一日から施行する。